

羽島市消費生活相談窓口にご相談ください

相談無料

消費生活相談窓口ではこのような相談をお受けしています

インターネット
トラブル



訪問販売



電話勧誘



振り込め詐欺



マルチ商法



裏に「消費生活
情報」を掲載し
ています。

困ったな おかしいな と思ったときは相談しましょう

羽島市消費生活相談窓口 ☎ 058-392-9927

場 所 : 市役所本庁舎2階 74番窓口 市民総合相談室

時 間 : 9時~12時 13時~16時 ※土日祝日は除きます

消費者ホットライン
188 (イヤヤ)

岐阜県県民生活相談センター ☎ 058-277-1003
受付: 平日 8:30~17:00 土曜 9:00~17:00 (電話相談のみ)



簡単なタスクで稼げるとうたう 副業トラブルに注意!



©Kurosaki Gen

事例

「いいね」を押すだけで稼げるというSNSの広告にひかれ、リンク先のサイトでメッセージアプリの追加を求められた。そのアプリで連絡が来て、「いいね」を押した画像を送ると毎回100～200円が稼げた。その後、他のタスクの指示が来た。個人名義の口座に1万円を振り込むと1万3千円がもらえるという内容だった。うまい話だと思い1万円を振り込むと、次に5万円を要求された。その5万円を払わないと1万3千円が受け取れない上、タスク未達成の名目で違約金も請求された。何度も請求され、合計20万円振り込んだ。返金希望。(当事者: 学生)

・ひとことアドバイス・

- SNS広告等で「“いいね”を押すだけ」「スタンプを送るだけ」などと簡単なタスクであることを強調して副業へと誘引されます。最初に少額の報酬を得られることで信用してしまいがちですが、そのうち様々な理由をつけてお金を要求されますので注意が必要です。
- 「簡単に稼げる」ことを強調する広告は詐欺の可能性があるのみに
- しないようにしましょう。
- 相手方から住所や氏名、銀行口座の情報、免許証の写真等の個人情報の開示を求められる場合があります。安易に個人情報を開示しないようにしましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

